

当面議論すべき「原子力人材」の範囲について(1)

○原子力基本法における「原子力」の定義

「原子力」とは、原子核変換の過程において原子核から放出されるすべての種類のエネルギーをいう。
原子力利用は、平和の目的に限り、安全の確保を旨として、民主的な運営の下に、自主的にこれを行うものとし、その成果を公開し、進んで国際協力に資するものとする。

○「原子力」の平和利用について

「原子力」の平和利用には、エネルギー利用、放射線を活用した医療での利用等、幅広い範囲を含む。

原子力に係る政府の方針として、昨年4月にエネルギー基本計画が閣議決定されており、その中において、人材育成の重要性が示されていることから、まずは「エネルギー利用」に焦点を当てた議論を進めることとしたい。（エネルギー利用のための研究開発を含む。）

○「人材」について

原子力のエネルギー利用に携わる人材も、技術者、研究者等と幅広い。

まずは、エネルギー利用の維持・発展のために不可欠な電力会社、プラントメーカー、大学、研究機関等における技術者、研究者、作業員を育成するための取組等に焦点を当てた議論を進めることとしたい。

また、原子力のエネルギー利用は、推進・規制ともに政策的な関与が不可欠であるため、行政機関職員についても、議論の対象とすべきか検討が必要である。

「原子力」の民生利用の範囲について

エネルギー利用
(発電)

熱の工業利用
(水素製造等)

放射線の医療利用

放射線の農業利用

放射線の工業利用

⋮

「人材」の範囲について

電力会社、プラント
メーカーの技術者

電力会社、プラント
メーカーの研究者

原子力発電所に
携わる作業員

大学及び研究機関
の研究者

行政機関職員
(国・地方自治体)

原子力に関する理解の増
進に係るサイエンスコミュ
ニケーター、初等中等教育
段階の教員

放射線利用に係る
技術者・研究者

⋮

当面議論すべき「原子力人材」の範囲について(2)

○人材育成の段階・主体について
先述の「原子力」及び「人材」に焦点を当てた人材育成を議論する際に、対象となる人材育成の段階・主体の範囲についても幅がある。
本作業部会では、文部科学省が所掌する大学・研究機関での人材育成を中心に議論を進めることとしたい。

「原子力人材」の定義・範囲については、これまで様々な論点があげられているところであり、上記以外の論点は、本作業部会での中長期的な課題として、今後、議論する必要がある。

人材育成の段階・主体について

社会人段階(原子力関連の産業及び行政)

- 電力会社・プラントメーカーの技術者・研究者
- 作業員
- 行政機関職員(国・地方自治体)

高等教育等段階

- 大学・研究機関の研究者・教員
- 大学生・大学院生
- 原子力工学関連学科・専攻
- その他理工系学科・専攻
- 文系学科・専攻
- 高等専門学校生

初等中等教育段階

- 初等中等教育段階の教員
- 小・中・高校生

⋮